

## 第2回 人と動物との共生推進のための連携協議会 議事録

### ▽日 時

令和4年5月11日（水）19:00～20:30

### ▽会 場

世田谷区役所 ブライトホール（第3庁舎3階）

### ▽出席者

柿沼委員長、濱野委員、藤井委員、鈴木委員、田矢委員、金木委員、田島委員、  
玉野委員、濱田委員、田中委員、有馬委員、望月委員、向山委員

### ▽事務局

世田谷保健所副所長、世田谷保健所生活保健課長  
世田谷保健所生活保健課生活保健担当

### ▽次 第

#### 1 開会

#### 2 挨拶

#### 3 委員紹介

#### 4 協議事項

（1）世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プランの見直しについて

（2）世田谷区人と動物との共生推進に関する活動への支援について

（3）その他

#### 5 報告事項

（1）狂犬病予防法の特例措置（犬の登録の手続きの簡略化）施行に伴う世田谷区における  
犬の登録及び鑑札交付事務の変更について

#### 6 スケジュール（予定）

#### 7 閉会

### ▽資 料

資料1 第2回人と動物との共生推進のための連携協議会 委員名簿

資料2 世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン改正骨子案、共生推進プラン概要

資料3-1 現状の飼育困難事例

資料3-2 人と動物との共生推進事業（ボランティアへの支援）（概要）

資料3-3 人と動物との共生推進ボランティア事業について（田矢委員提出資料）

資料3-4 意見交換会意見（抜粋）

資料4 狂犬病予防法の特例措置（犬の登録手続きの簡略化）施行に伴う世田谷区における  
犬の登録及び鑑札交付事務の変更について

資料5 スケジュール（予定）

（参考）第1回 人と動物との共生推進のための連携協議会 議事録

## ▽議事

### ○松本副所長

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより第2回世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会を開催させていただきます。私は本日の冒頭の進行役を務めさせていただきます、世田谷保健所副所長の松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めにですね、事務局の方から、配布書類、資料の確認をさせていただきます。それではクリップ止めの資料の方をご確認いただければと思います。まず1枚目に次第の方がついてございます。それから資料1、委員名簿。次に資料2、世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン骨子案がございまして、それから資料3-1としまして、現状の飼育困難事例の資料がございまして、続けて資料3-2、共生推進事業の概要の方がございまして、それから資料3-3、共生推進ボランティア事業ということで、委員提出資料がございまして、次に資料3-4、先日行って参りました意見交換会の抜粋の方がございまして、それから資料4としまして、狂犬病予防法の特例措置施行に伴います、世田谷区における犬の登録及び鑑札交付事務の変更についての資料がございまして、それから、資料5としまして、スケジュール、こちら予定になりますけれども、そちらの方がついてございます。それから最後に参考資料としまして、前回第1回ですね、連携協議会の議事録の方をお配りしております。資料の方不足等はございませんでしょうか。はい。そうしましたら次第に沿いまして、次第の2に移らせていただきます。開会のご挨拶を、今年度も引き続き委員長を務めていただきます、柿沼先生よりお願いいたします。

### ○柿沼委員長

はい。皆さんこんにちは。委員長の柿沼でございます。前はオンラインで参加されていた濱野先生、それから金木様、よろしくお願いいたします。それから新しく加わられた玉野さん、田中さん、よろしくお願いいたします。

前は12月の末に皆さんとお話をさせていただきました。その後、世の中の流れとしては、ウクライナの情勢が大きく変わりましたし、日本ではありませんけれども上海ではコロナのロックダウンということが起きました。いずれも、日本に流れてくるニュースの中には動物に関するものが出てきていて、多くの方がそういうものを見て心を痛めているということが起きております。やはり犬猫の困った状況というのは、本当に私たちの本能の中に、こう心にぐさっと刺さってくる感じがいたしております。今後この協議会を通して、世田谷区に生活する子供たち、そして生活する多くの人たちが、ペットに関して安心して過ごせるんだという、そういう環境がくれるように、この協議会で話し合いをできればなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。私の方からは以上になります。

### ○松本副所長

はい、ありがとうございました。続きまして、次第の3の委員紹介になります。年度が新しくな

りまして、先ほど委員長からもお話がありましたけれども、区役所の人事異動の方もございまして、委員の変更がございます。資料1の委員名簿の方が、今年度のメンバーとなります。それでは、資料1の名簿の順に、委員の皆様からそれぞれから自己紹介を簡単にお願ひできればと思いますので、よろしくお願ひします。まず、最初に改めまして柿沼委員長、お願ひいたします。

#### ○柿沼委員長

先ほどちょっと先走ってしまいましたけれども、委員長の柿沼でございまして。よろしくお願ひいたします。私は獣医大学で仕事をしておりますけれども、子供の認知発達、社会性の発達等を専門としておりますので、子供の心が豊かに育つ環境ということがとても大事だというふうに感じております。ここで、この仕事をさせていただく上で、子供たちが安心して、動物と接する環境を作ることに、お役に立てればなというふうに思っておりますのでよろしくお願ひいたします。では次、濱野先生お願ひいたします。

#### ○濱野委員

濱野佐代子と申します、帝京科学大学です。前回はリモートで参加させていただきました。よろしくお願ひいたします。人とペットの関係を心理学的、獣医学的視点から、研究しております。よろしくお願ひいたします。

#### ○藤井委員

次は私でよろしいですか。東京都獣医師会、世田谷支部の支部長をさせていただいております藤井と申します。私は去年の7月から支部長を引き継がせていただきまして、世田谷の等々力の方で、一般開業医として開業の傍ら、支部活動に参加してるという状況でございまして。臨床に即した知識経験は、皆さん一般の方よりはあるかなと思っておりますので、何かありましたらご相談いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

#### ○鈴木委員

鈴木賢治でございまして。町会総連合会の副会長という立場で参加をさせていただいております、よろしくお願ひいたします。私は皆さん方と違って、ただ犬を1匹だけ飼っているという飼い主でございまして。また町会の関係ですから、地域の中で、そういった動物関係については、これから皆様方のお話も聞きながらですね、活かしていきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○田矢委員

東京都動物愛護推進でチームSLPというグループの代表をやっております田矢麻弓と申します。私の活動はですね、野良猫対策、飼い主のいない猫の問題を地域ぐるみに、話し合いながら解決していくような活動を20年ぐらい続けております。よろしくお願ひします。

#### ○金木委員

日本動物生命尊重の会の金木洋子です。よろしくお願ひいたします。私どもは1993年から活動いたしております、主な活動は、東京都動物愛護相談センターや、埼玉県各保健所より、主に

一番処分になりやすい雑種を引き出しております。地域格差をこの活動をしていて非常に感じまして、東京都、埼玉、また他の地方でも、飼い方の差をできるだけ平面化していきたいと思っております。世田谷区にはリーダーシップ的に、ここから発信できることがたくさんあると期待をしております。よろしくお願いいたします。

○田島委員

東京都動物愛護相談センター、田島と申します。よろしくお願いいたします。この会は非常に私としても期待しているところがございますので、いろいろな意見が出ればいいかなと思っております。お願いします。

○松本副所長

引き続き、庁内委員の方からもお願いいたします。今マイクをお持ちいたします。

○玉野委員

はい。玉川総合支所保健福祉センター所長の玉野と申します。ペットに関しましては多頭飼育の問題ですとか、ニュースで取り上げてることも大変多く、心を痛めているというような状況です。福祉の方は私ちょっと初めてなものですから、今勉強させていただいているというような状況でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○濱田委員

はい。玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課長の濱田と申します。昨年度に引き続き、よろしくお願いいたします。

○田中委員

はい。保健福祉政策部長の田中と申します。政策面でのバックアップ等をしていければと考えております、よろしくお願いいたします。

○有馬委員

保健福祉政策部次長の有馬と申します。昨年度に引き続き、私は田中のもとで地域包括ケアの地区展開ということで、ここでは複雑複合的な課題への対応について担当することになりますので、今回の件についても仕事はそういう形で、またこのテーマのとおり、共生推進とありますので、悪い面ばかりでなくて、良い面もあわせて議論できたらと思います。よろしくお願いいたします。

○望月委員

高齢福祉部介護予防地域支援課長の望月と申します。昨年度に引き続き委員を行います。うちはその地域包括ケアの地区展開の中の、福祉の相談窓口の地域包括支援センター、あんしんすこやかセンターの元締めといたしますか、そちらを支援している部署でございます。様々な問題が出てくると思いますのでまたこちらで勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○向山委員

4月に練馬区の方から転入して参りました保健所長の向山と申します。よろしくお願いいたします。

す。私は保健所長としては5か所目になるわけですが、地域地域で、それぞれやはり動物の共生という検討、或いは仕組みを持っております。都内でも本当に地域差があって、またこの取り組みを進めていくにあたっては、市内の連携もそうですし、地域の様々のボランティアさんであるとか、獣医師会の先生方、そういった方々とともに、できる範囲のことをやりつつ広げていくというかですね、裾野を広く持って対応していかないとなかなか難しいのかというふうに思っております。特に近年、前の所長もご挨拶で申し上げたようですけれども、コロナの対応をしていく中で、今東京都がペット可能ホテルを作ってくださっていますが、そちらへ持っていけない動物を飼っていらっしゃる若い方であるとか、あとやはり多頭飼育の関係の問題が、コロナとは別に出てきたり、高齢の方同士が飼っていらして、動物がいるので入院できないというような話が結構頻回に出て参ります。そういった点では人の暮らし方とともにですね、動物とどうつき合い、大切な命として、パートナーとして定着していくかというのはまさに地域包括ケアの一環というふうに思っております。ぜひ忌憚ないご意見をいただいて、様々な取りまとめをお願いする形になりますが、よろしくお願いたします。

○松本副所長

はい。本日参加されております委員は以上13名となります。なおですね、砧総合支所地域振興課長の河野委員は本日所用につき欠席とさせていただきます。

それでは早速、次第の4の協議事項の方に移りたいと思います。ここからの議事進行につきましては、柿沼委員長をお願いしたいと思います。なお非常に限られた時間でもございますので、発言の方は委員長の方から指名をさせていただき、職員がマイクをお持ちいたしますので、そのあとマイクの方で発言をしていただければと思っております。では委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○柿沼委員長

ありがとうございます。それでは次第4の世田谷区人と動物の調和のとれた共生推進プランの改定について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤課長

事務局の佐藤と申します。昨年度に引き続き生活保健課長として務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それではこちらの資料2になります。共生推進プランの骨子案の概要を説明させていただきます。世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン、こちら冊子の形になっているものなのですが、こちらです。平成17年の7月に策定されまして、その策定から15年が経過いたしました。その間に区民を取り巻く、そして動物を取り巻く環境も大きく変わっており、現状に伴うプランに改定することを検討しているところでございます。お配りの資料の中で骨子案ということで、まだ骨組みの段階なのですが、こちらの骨子案の中で下線部が前回の共生推進プランから内容を新規、あるいは拡充した部分、四角で囲んでいる部分は、委員の皆様方にご議論いただければと

考えている部分でございます。私から順次説明させていただきます。

まず1の現状と課題、区の現状と課題でございます。先ほど申し上げたとおり、現在のプランを策定した15年前から、区民や動物を取り巻く状況も大きく変わっており、現状に即したプランにすべく改定を検討しているところでございます。社会情勢の変化としては以下の面が考えるところではあります。まず、新型コロナウイルス感染症に伴う区民意識や生活環境の変化、それから、高齢化と少子化、核家族化の進展、次に近年では台風19号の記憶もあるかと思うのですが、災害の激甚化、それとペットを伴う避難の必要性、それからICT技術や、DX、デジタルトランスフォーメーションの進展、これに伴うペットへの対応。それから動物由来感染症予防の推進というところが、新たな課題、社会情勢の変化に伴うところとしてみられているところでございます。

(2)のプラン改定にあたっての基本理念と、将来像、視点と目標の方向性です。基本理念として、人と動物との調和のとれた共生社会を推進し、健康で豊かな生活環境を推進しますという理念を案として考えております。続きまして、めくっていただいて2ページになります。2ページをご覧くださいよろしいでしょうか。こちらがめざすべき全体像になります。区民、ボランティア、関係団体、区がそれぞれ役割を果たしながら、安心支え合いの共生社会を実現するため、互いに連携協力できる体制づくり。人と動物との調和のとれた共生社会を推進し、健康で豊かな生活環境を形成するという全体像を考えております。

続きまして(3)プラン改正にあたっての視点です。現在お集まり議論いただいている連携協議会における議論や、今年度予定しております区民意見募集、区民参加のワークショップにより幅広く意見を聴取し、プランに意見を反映していきたいと考えております。

次に(4)目標設定の方向性です。共生推進プランの改定にあたっては新たな課題等を考慮し、今後重点的に取り組むべき施策を目標設定します。現在目標として考えている例、案としては以下のとおりになります。区民と動物とが安心して生活できるコミュニティの形成。飼い主のいない猫の不妊去勢手術の助成件数の向上、共生推進ボランティアの活動支援、狂犬病予防注射の接種率向上、など、例として考えております。

続きまして次のページ、3ページになります。こちら、区民ボランティア関係団体の役割と区の役割ということでこちらは現在の共生プランには、書かれていない事項で新規、の事項になります。(1)の役割です。ここでは案として、飼い主は動物を適正にかつ、その動物の生涯にわたって責任を持って飼養するように努めなくてはなりません。すべての区民が命ある動物に理解を深め、動物か人との生活環境内に存在しているという認識のもと、共生社会を推進しなければなりません。人と動物とか気持ちよく共生できるように、マナーとルールを守ることで、環境の確保を行うことが求められます。というような内容で案として考えております。(2)ボランティア、関係団体の役割です。ここでボランティアは個人、団体の動物愛護活動しているボランティアの方々など、関係団体は本日も委員としてお越しいただいている獣医師会や町会などを想定しているものでございます。続きまして(3)区の役割です。こちら連携協議会での議論を踏まえ、

関係機関が連携して相談体制を構築していくことなどをめざします。

4ページの上の部分になるのですが、こちらですね。相談体制等を考慮し、各関係機関が連携して対応する取り組みのイメージを図示しているものがございます。真ん中のところに区民の状況、支えられ、様々な理由によりペットを飼育できなかった区民ですとか飼育されているペット。こちらを様々な関係者がケース会議ですとか、或いは相談支援ということで行っていくというところ、それから1、人と動物との共生推進のための連携協議会と協議会を通して、ご議論していただき、答申提言等を反映させていくというような形で考えております。最後に5になります。推進体制と進行管理の考え方、こちらも前回のプランにはない新しいところ、新しい部分になります。推進体制、(1)です。区民、ボランティア、関係団体と区が連携、協働し、人と動物との調和のとれた共生社会を実現していくために、それぞれの役割を果たしながら、互いに連携協力して、取り組みを進めていく必要があります。区は、区民ボランティア関係団体の取り組みを支援するとともに、各事業の普及啓発に努めます。また、各施策の取り組みの状況を会議体等に適宜報告し、助言をいただき、効果的に取り組みを進めていきます。それから(2)プランの進行管理です。こちらは第2期共生プラン、こちらは10年間を計画期間とする予定で考えております。また、数値目標による実績評価進行管理を行い、策定から5年後をめどに中間評価を行い、計画の見直しを行います。私からは以上になります。

○柿沼委員長

はい。どうもありがとうございました。今ご説明があったプランの骨子案について、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。順番にコメントいただければと思いますので濱野委員からお願いいたします。

○濱野委員

ありがとうございます。骨子案についてはこの社会情勢の変化のところでしょうか。

○柿沼委員長

今全体的にご説明あったところ、どれでも気になったことなど。

○濱野委員

わかりました。そうですね、初めの方の社会情勢の変化から考えますと、やはりコロナ禍になって、おうち時間も増えたりしてペットフード協会という、毎年データを出しているところでは犬猫の飼育率がここ3年ぐらい伸びているということから、コロナ禍になって、犬猫の飼育率は上がっていると考えられます。あと、やっぱり時代背景が変わってきて、もう皆さん一般の方でも保護犬保護猫って聞いて、一般的な言葉になってきたように、国民の意識もかなり上がっているのではないかと思います。そんな中、いろんなこころ辺に書いてある変化が起こって、ペットとの関係というのは、劇的に変わってきたということが言えると思います。あと、追い風が吹いていると考えるのは、ペットのことを、一つの命って考えて大切にしようという風潮はすごく起きていると思います。柿沼委員長もおっしゃったように、こういうウクライナの情勢でも、ペット、

犬猫をどうにかしなきゃということは世界中から言われるように、意識的には向上してるのかな、これが10年前だったら同じことが起こっていたのかなってということで、今まさに、このような共生ってことを考えるのには、機は熟しているんじゃないか、賛同も得られるんじゃないかと考えました。あとはやはり飼っていない方、犬猫が嫌いな方との関係が一番重要になっていて、過去の研究でもトラブルの多くは犬の鳴き声がうるさいとか、猫のふん尿、犬のふん尿の処理ということはやはり、飼ってる人の意識を上げていけばこういう問題は解決していくのかなとは、普段考えてます。あとは、この地域の飼い主さんが高齢になった時の問題は地域包括ケアの専門の方もおっしゃっていたようにあると思いますが、そこをどうしていくかなど。私がちょっと日頃考えているのは、いろいろ飛んで申し訳ないんですけど、私が授業で人と動物の関係学っていうのを教えているのですが、その中でも高齢者のひとり暮らしがペットを買ったとき、もし高齢者に何かあったときどうするのかというような課題とかを与えていますと、やはりこう、ペットとか犬猫に興味がない人とかが看護師さんでも訪問看護でも行くと、犬の命、猫の命よりあなたの命が大切ですよっていう説得の仕方をするのですが、そこにもうちょっと犬猫を飼っている高齢者の方の気持ちを考えて、じゃあこんなシッターさんがいるから、そのシッターさんに来てもらってる間に入院しようね、所長がおっしゃったように、入院しようねっていうそういう知識みたいなのを、人間の方の福祉の方にも入れてもらおうとちょっとスムーズにいくところも出てくるのかなと思いました。五月雨式にお話しましたが、今思いついたのは以上です。

○柿沼委員長

はい。どうもありがとうございました。それでは、藤井委員、お願いできますでしょうか。

○藤井委員

はい。骨子案で、至極ご最もだなんて思って、お話を聞いただけなんですけど、獣医師会の立場としましては区民、ボランティア、関係団体の役割の方で、僕ら獣医師の方が協力をさせていただくことは何かなのというのをお話を聞きながら考えてたんですけども、皆さん骨子案が実現された時にご協力できることが、これから具体的に何かあるとは思うんですけども、そこで今後、できることはできる、できないことはできないと、こちらでうまい関係性を保てるようにしていきたいなと思いました。以上です。

○藤井委員

はい。どうもありがとうございました。

○柿沼委員長

それでは、鈴木委員の方お願いいたします。

○鈴木委員

そうですね、資料の2の方の社会情勢の変化、新たな課題というところで、町会関係から申し上げますと、3番目の被害の災害の激甚化と、ペットを伴う避難の必要性といったところでございまして、町会関係の方では、各区立の小中学校については避難所運営委員会を設けてまして、そ

それぞれ地域ごとに避難所が決められているというところで、これも各避難所運営委員会の中で、このペットの問題をどうするのかと。まして今こういう時代ですから、もうかなりの家庭の中で犬猫を飼育してるわけですが、それが現実問題、水害等々があった場合にですね、避難場所に指定されてる箇所が、どれだけペットの受け入れを可能なのか、それを誰が管理するのか。どういうふうに受け入れをしていくのかっていうのは、これは避難所運営委員会としては本当難しい問題で、それだけのものを受け入れていけるだけの能力がないわけで。ペットを飼ってる方々は避難所に来ない方もいらっしゃるでしょうし、そういう在宅の犬猫という形もあり得るのかなということは考えるんですけど、これからそういった部分での対応というのは、考えていかなきゃならないと思いますし、関係団体との協調ということで出てきますけど、関係団体というお話で今、町会、獣医師会という話が具体的にございましたけども、じゃあ町会は何ができるのかと。地域住民とどういう関係を作りながら、そういったペットのトラブルをどう受けとめていきながら、解決の位置付けにつなげていける、そのルートをどういうふうに作り上げていくのかっていうのは本当大変なことだと思うんですね。さっき地域包括ケアの問題も出て参りましたけども、いろいろと地域、三者連合という形で老人福祉等をやってるわけですが、その中で、いろんなペットに絡む問題も多分、表に出ないんでしょうけども、いっぱいあるんだろうなという風に思います。その時に、そういうものをどういう形で洗い出していきながら、それを健全な形に持っていく、或いはその動物を保護するにあたってその手だてがどういうふうな形の中で作り上げられていくのか、それぞれ区の役割云々といろんな話で出てますけども、そのところはある程度整理していきながら、道筋を作っていただけると、こういうケースのところでここからつなげてこうなるんだよと。或いはそういうならない前にどういうふうに認知するか。探知するかというそういうシステムもまた必要なのかなというところを今考えているところがございます。以上です。

○柿沼委員長

はい、どうもありがとうございました。では次、田矢委員の方、お願いいたします。

○田矢委員

私は、ボランティア自体が地域の中に溶け込んで、現場でリアルタイムに、トラブルを毎回受けとめながら解決をしていく形をとってるので、まさにこの近年増えているのが高齢者の、動物を飼えなくなったりのご相談であるとか、多頭飼育崩壊の話の相談があったり。多頭飼育崩壊の場合は、区や都に相談する人ももちろんいるのですが、センターとかだと殺処分になってしまうともうはなから思っていて、相談しづらいからボランティアに話が入ってくるっていうケースもすごく多かったり、ネット等で団体を探し当てて直接相談してきたりなので、よその区のお話とかも普通に来ます。私たちボランティアはその垣根をあんまり作らずに、多頭飼育崩壊の時は、参加できる団体さん、例えば、杉並区大田区、世田谷区新宿区のみんなでやったりするので、世田谷区の物件であろうが、よその人たちが仕切ってるってことももうしょっちゅうの話なんです

ね。高齢者の話も、野良猫の問題を解決するにあたって、その中で住民の方たちの参加が多ければ多いほどもうその場で解決ができてしまうということもあるんですね。それからホームヘルパーさんやケアマネの方とかとの連携が上手にできればできるほど、もうそこで大きな問題にならず解決ができてしまう。ですのでもうこの機会に、地域を盛り上げていくような形で、行政と民間が連携が取れて、横の連絡がとれるような形にできるようなプランが実現できればと私は思っています。

つい先週もですね、うちの近所に仲間が住んでるんですけど隣のおばあちゃんが95歳で茶トラの猫を1匹飼っておりまして、倒れて救急車が来たんですね。ちょうどその時に、ヘルパーさんがいらっしゃってて、私の仲間が救急車が来たから外に出て見てたら、すいません猫がいるんですよってヘルパーさんが言って、うちでいつでも面倒見るので、おばあちゃんの容態によってはお声掛けしてくださいって言ってメモを渡してっていう、そういうことが簡単にできてしまうんですね。なのでそれを実現できるようなまちづくりを兼ねたプランができればいいなど。理想ですけども、野良猫の解決施策をやっている中で、できてきてるところとかがたくさん地域であるので、私は難しくはないと思っています。特に世田谷区は難しくないと考えてます。とっても民度が良いので。よろしくをお願いします。

#### ○柿沼委員長

どうもありがとうございました。では金木委員、よろしくお願ひいたします。

#### ○金木委員

はい。お願ひいたします。ちょっとまた最近地震が多かったりして、忘れたころではなくて忘れないうちにやってくるっていう感じがしています。その中でいつも家にいるその犬を、この子を助けないといけないと思ってしまう、災害の時はやはり、あくまでも自助ということで、誰も助けてはくれないのは、3.11の時から変わっていませんね。このスタイルが。3.11の時に双葉町の役場ごと町ごと全部が、騎西高校という廃校にお引越しをしていらっしゃいました。その時にやっぱり犬も猫も連れてくる方もいたので、その犬猫の置き場のシェルターを、ちょうど弓道場が広くて、ちょうど良い大きさでしたので、そこをシェルターにしました。犬を置くわけですけども、去勢も不妊もしてないような犬と猫を一つの同じ場所に、置くというのはものすごく難しく、しかも地方の犬たちっていうのはほとんど外飼いだったりして、小型犬のミニチュアダックスとかそういった犬種は別ですけども、純血種でも例えばちょっと大きい子ですとか雑種の子もたくさんいて、そういう子たちは、家の中に入ったことがないので、マーキングもひどくて、本当に苦労しました。それとは別に、普通のお散歩等でも、去勢していない雄同士の犬のトラブルはやはり多くて、去勢してないからしてる犬に嫌われるということが飼い主さんにご存知ありません。去勢している子がしていない子に、マウンティングをするので嫌がったりしても、相手の飼い主は意味がわかってないような、それでやめてよとワンと言っている方が叱られるという逆な構図になっていました。ですので、不妊去勢の大切さというのを、飼い主もそれ

から私どもも意識を促したいという希望があります。それとその自助ってところがどうしても世田谷区でもそうなのか、本当に田矢さんがおっしゃったように、民度のいい区でありながらも、いまだに10何年、11年前と変わっていないというところが、これでいいのか？と常に疑問を持っています。

○柿沼委員長

はい、どうもありがとうございました。次は田島委員、お願いいたします。

○田島委員

私も東京都のハルスプランに比べますと、より区民に寄り添った温かみのあるプランだなというふうに関心しております。具体的な部分ですとこの資料2の2ページ目、(4)の目標設定の構成というところで、いくつか例示がされておましてこれも具体的で、非常に基礎的自治体ならではの目標だなという印象を受けておまして、4ページ目の(2)、プランの進行管理ということで、重点施策については数値目標等により進行管理をしていく形になってますね。資料2の方で、目標例と取り組むべき事項、重点施策が書かれているようなんですけども、コミュニティの形成、ここもどういうふうに数値化するのかなと思いましたが、意識調査をするというふうに書いてもございまして、下の方の重点施策もいろいろ数値化するところが難しい部分があるかと思えますけれども、何せ行政ですので、その部分をどのように管理していくのがいいのかなというふうに、今後も強みを持っていきたいなというふうに考えております。ありがとうございました。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。それぞれの専門のお立場からお話をいただきまして、たくさんのご意見そして具体的な事例や課題についてお話いただきましたので、ぜひこれを、その素案の方には反映させていただいて、もう1回作り直すというか肉付けというのをさせていただきたいと思えます。やはり災害であるとか高齢者の問題であるとか、世田谷区の特徴など、それぞれの立場からのお話はとても大事になりますので、きちんと反映できるようにしていきたいと思っております。行政の委員の方々から何かコメント等ございますでしょうか。玉野委員、お願いします。

○玉野委員

今ですね、田島委員からもお話ありましたがこの2ページの目標設定の方向性の中で、より具体的に目標設定を例示しているわけなんです。その次のページには、4に、区民、ボランティア、関係団体の役割と、区の役割ということで記載があるわけです。こうしたことに関しましては、私は総合支所ですけども、区民に一番身近な総合支所として、より具体的な方策について取り組んでいかなければいけないかなというふうに考えました。以上です。

○柿沼委員長

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。はい、お願いいたします、有馬委員。

○有馬委員

保健福祉政策部次長有馬です。2点ありまして、まず1つ目が言葉の定義です。動物と言ってる時とペットと言う時があって、多分災害時の避難行動は多分ペットって使ってるので、それはやむなしかなと思うのですが、動物なら動物というのを定義として、あとは動物の範囲が犬猫だけを指してるのか、それ以外を指してるのか、範囲がわからなかったので、今後教えてもらえればいいと思います。次に1ページの社会情勢の変化なのですが、今お話があった中で補足をしていただいたのでちょっとイメージはわいたのですが、ここに書かれている5項目が、ペットにまつわる社会情勢の変化のことを言ってるのか、一般論を言ってるのかわからない部分があります。例えば、高齢化と少子化核家族化の進展というのは、こういう状況の中、ペットを飼っている方が高齢化をしているという社会情勢の変化だったらそうとらえますので、そこら辺がはっきりしたほうがいいかなと。あとICT技術やDXの進展も、これは一般論なのか、これに伴って何かペット動物にまつわるものが変わってるのか、そうすると問題のとらえ方が変わってくるかと思うので、そこら辺を今後明記していただければと思います。あとはそういった意味では平成17年と令和4年度の違い、例えばペット数がさっき伸びているというお話だったのですが、伸びてるならば伸びてるっていう数字が欲しいですし、また飼い主の方々が高齢化しているというならば、そういうことが事実としてわかれば、それに対する対応策が見えてくるのかなと。あと単身世帯が増えてる中で、単身世帯のペットの飼育をしてる方が増えているならば、そういう問題をとらえなきゃいけないので、そこら辺がもしわかるのであれば今後具体的にお示しいただけると、何かより議論が具体的になるかなと思います。以上です。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。ここの中でわからないものは外に出たらますますわかりませんので、ここで指摘があったものというのはきちんと明確にできればいいなと思いますのでよろしくをお願いいたします。他にはいかがですか、区の方の委員の方々。濱田委員お願いいたします。

○濱野委員

すごく細かい1点だけなんですけれども、今回このプランが、第2期っていうふうに言ってるわけなんですけども、平成17年の計画は第1期、っていうふうに捉えてよろしいのかというところを、念のために確認をさせていただければと思います。

○佐藤課長

はい、お答えします。前回のプランで特に第1期と銘打ってはいないのですが、前回のプランの理念を引き継ぐところを、前回の共生推進への理念ですとか考え方を踏まえながら、現状に即したより、区民の方が、豊かな共生社会を迎えられるような形のプランにしたいということで第2期という書き方をさせていただいております。

○濱野委員

わかりました。第2期ということでつけると、1期は何年から何年だったのかというような、そんなところの突っ込みが出てくるのかなという気はしたので、第1期第2期とか第3期とかって

というような呼び方なのか、新プランなのかどうか。何かちょっと工夫が必要なのかどうかかな。ちょっとくだらないことなのかもしれないんですけども、気になりましたので。

○佐藤課長

はい。意見を踏まえて、検討して参ります。

○柿沼委員長

ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。最後に言い忘れたとかこれは補足したりとかっていうご意見がありましたら、お聞かせいただきたいと思いますんですけども。よろしいでしょうか。

それでは次に、第4の、(2)世田谷区人と動物の共生推進に関する活動への支援について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○佐藤課長

はい。それでは引き続き、私の方から説明させていただきます。資料3-1をご覧くださいませでしょうか。横のカラーのA4のものになります。現状ということで、これがすべてというわけではなくて、例ということでお取りいただければと思うんですが、図の上の部分をご覧くださいませでしょうか。

現在、特に世田谷保健所に入ってくる事例の大部分は、近隣の住民からの相談や苦情、或いは警察への通報等から、例えば、住民から直接ですとか、警察から保健所の方から情報共有ということでも来たりですとか、という形でございます。また、区の関係所管、例えば福祉の部署ですとか、あと区民相談の部署ですとか、そういうところから保健所に連絡が来るといってもございます。そのような形で事案を探知いたしましたら、職員が現地に訪問し、飼い主にコンタクトをとります。保健所単独で行くこともあれば、区の関係所管と一緒に往ったり、或いは警察と一緒に現地を訪問したりということもございます。その後区関係所管、関係ボランティアの方なども含めて、ケース会議を行い対応協議することもございます。その後解決に向けた活動ということで、事例に応じて、ケース会議等を通じて行っていくというような形になっております。下の図の、現状の対応状況の部分に現状の対応方法をまとめたものを載せております。様々な関係者が様々な連携を行っているところでございます。そのとおりペットの搬送、飼い主への助言、新たな飼い主への譲渡など、ボランティアの方々には多くを担っていただいているところでございます。逆にボランティアの方々はいわゆる手弁当で区と共同していただいているというような形が現状となっております。またちょっと戻りますが事例の探知の段階になります。こちらが例えば近隣からの相談が来た場合ですとか、相談を受けたとき、苦情を受けたときに、対応するというような形になっているのでそこが課題と考えております。

そのような中で、ボランティアの方々と協働しながら行っているということで、区はボランティアの方々の支援を考えているところでございます。概要としては資料3-2のように考えております。まず説明会やホームページ等におきまして制度周知を行い、質の確保ということで講習

を年1回以上行うような形で考えております。事案が起きた際は、関係者が集まりケースカンファレンスを行う。その後カンファレンス結果を参考に譲渡活動、一時見守り、それからレスキュー支援、例えば犬や猫を運搬したりですとか、あるいはケージ等に捕獲、捕獲という言い方がいいのかちょっとあれなんですけれども、レスキュー支援を行うという形、それから飼い主の支援、それから周辺環境の整備を行います。以上文章にしたものが、3-2となっております。こちら、文書の方は後程お読みいただければと思うのですが、その中で少し飛ぶのですが、3-4になるのですけれども、今回の連携協議会に先立ちまして、区内でボランティア団体の方と意見交換した内容の抜粋となります。今年の4月13日に、会場とオンラインの併用で、昨年度までに区と協働し、いわゆる多頭飼育崩壊事件等区と協働して、対応していただきました4団体、ボランティア団体4団体と個人1名、東京都愛護推進員の方1名に意見をお聞きしました。内容をご説明いたします。

まず、1、意見で事業全体の概要についてです。こちら主な意見の抜粋という形になります。まず多頭飼育崩壊事例のみが助成の対象となると、ボランティアや猫や犬の扱いに困った区の下請けとなってしまわないか、飼い主のいない猫の保護活動にも助成して欲しい。それから、助成対象を飼い猫のみに絞るのは現実的ではない。例えば多頭飼育崩壊事例は原因に飼い主のいない猫が絡んでくる場合がほとんどである。動物の収容施設を持たない区がやるべき事業ではない。団体を登録するのではなく、事例が起こった際レスキューに関わった団体に対し、助成金の上限額から分配する形をとって欲しい。などの意見がございました。

それから2の支援事業の区分についてです。こちら区分が細かすぎるのではということでも先ほど申し上げた区分ですね、例えば、保護譲渡活動助成ですとか、それから一時見守り活動、それからレスキュー支援活動のような区分が細かすぎるのでは。新規参入の受け口となりやすいメリットはあるが、過去の経験として、運搬だけをやるというような方はいなかった印象がある。それから捕獲運搬という名称は外にいる猫の捕獲活動を思い浮かべるので別の名称が良い。また、猫は飼育場所を変えることに対してリスクのある動物なので、預かりということで飼育場所を変えるという、安易な一時保護が猫にとって望ましくない。また、元の飼い主の生活環境が劣悪な場合は、預かり側が動物を返したくなくなりトラブルが想定される。というようなご意見がございました。

それから3の助成額についてということで、区はこの説明の際に、譲渡は1匹15,000円で考えているところですのでということでご説明したのですが、その金額について、その動物の譲渡までにかかる費用を考えれば全く足りないが助成が出る分にはありがたい。また、区は、一時保護の方は1匹5,000円で考えていると説明したところなのですが、その金額が、預かり期間ですね、こちらが長期になることも考えられ、一時保護1匹5,000円では、長期になった場合、実用性に欠ける等の意見がございました。私の方からの説明は以上になります。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。今、お配りいただいた資料3-3に関しましては田矢委員が作成してご提出いただいたというふうに伺っておりますので、この資料についてのご説明お願いできますでしょうか。

#### ○田矢委員

まずですね、これを私が作った経緯を少し簡単に説明しますと、最初に保健所が提案してくださったのが、要するにそのボランティアを公募、登録させて、何か問題が起きたときにそれをリスト化した中から、手伝ってもらえるボランティアさんを選んだ形で活動するっていう話だったんですね。私が考えるのは、多頭飼育崩壊であるとか、その高齢者の飼育放棄、こういったことに関しての防止策的なものが全く制度の中に入っていないということが大きな問題だになってというのが一つ。それからさっきちょっと話をしたんですけれども、多頭飼育崩壊が起きた時トというのは、必ずしも世田谷区のボランティアさんがその現場を仕切っていることが全部ではないんですね。私自身も、港区や墨田区のボランティア現場に行って、多頭飼育崩壊現場のレスキューをやったこともあって、それこそ港区の多頭飼育崩壊のときは、杉並のボランティア団体とか港区自体のボランティア団体と私とで、墨田は墨田区のボランティアさん、葛飾区のボランティアさん、それから東京キャツガーディアンさんという大きいところの人が来ました。なのでそのみんなで集まってやるって形をとるので最初にリスト化をすることが、ある意味、言い方変ですけど無駄になってしまうことにも繋がりますし、もっと言えばそのリストに入ってるメンバーさんはもう、何かあったら連絡来て全部やらされてしまう羽目になりかねない。大変なんですね、多頭飼育崩壊の動物を保護するという事は。今後は多分ボランティア崩壊が始まってくる時代になるので、それも防止していかなくちゃいけない。ですので絶対にこの防止策を私は入れたかったです。この資料3-3を見ていただきたいのですが、この防止策の方に、地域動物連絡員制度導入と、私はわざとこれを相談員制度ではなく連絡員にしたんですね。これが可能であると私が思うのは、今野良猫対策で、地域の活動っていう名前にはなってるんですけれども結局は地域の中でパイプ役になる住民の方がだんだん出てきて、その人が行政や私ボランティアに連絡をしてきたり、それからそれこそ福祉の人たちとの連携があったり、そういった方が必ず育ってくるんです、町の中で。そういった人たちが、人間で言えば民生委員みたいな役割で、連絡員という形で入っていければなど。それは、資格なんてなくてもそれこそ人とお話をしたり動物が好きで、「おばあちゃん、どう？猫元気にしてる？」みたいな感じで自転車で訪問するようなタイプの人たちです。実際こういう人たちが野良猫の問題解決に当たって実際何人も育ってます。なのでこういった方を動物連絡員という形で、町会等から推薦していただくような感じで、行政の方でリスト化して、まずはこういった方を組み込んだ制度を導入するのも一つのアイデアじゃないかなと。それから専門の相談電話ですよ。こういったものがないという話をよくやっぱり地域で聞くんですね。どこに相談していいかわからない、窓口がわからないので、野良猫の手術しましょうというチラシの私の電話番号にかけてきて相談をされる方も多いので、こういった多頭飼育崩壊や高齢

者飼育の相談窓口、専用の窓口がありますよと、ポスターなり何なりで公表する。それからこの制度ができましたよという啓発活動をして、地域の中でどんどん公表していくこと、これが防止策になるのではないかなと。その地域連絡員になっている方と、それこそケアマネの方やヘルパーさんとかとの連携が密になればなるほど、事前にいろんなことが防げるので、そこを早く実行できればなど。

実際に起きてしまった場合がその次の解決策。この探知と書いてるところはさっき佐藤課長から説明があったみたいに、発生事案内容の確認精査、これは保健所さん等で現場に行って、どういった状況になってるかを調べてもらったりとか、他の地域のボランティアさんからの連携依頼であれば、そのボランティアさん自身が行政にその話を持ってきて、どの程度世田谷区としてそのボランティアの、よその地域の人が仕切っているところに入っていくかをケースカンファレンス、次の段階で見えていくんですね。実際去年は多頭飼育崩壊が2か所あったんですけども、その2か所とも、私たちが引き取る動物に関して、手術代としてもとの飼い主さんが1万円ずつ出したんですね。実際そういった、家はごみ屋敷ふん尿屋敷だけれども、引き取る動物に関しては1匹ずつお金を出しましょうという飼い主さんもいるんですね。何かすごく世田谷ならではだなどとは思いますが、よその地区の多頭飼育崩壊はみんなお金もないですからね。しかも強制立ち退き命令とか出てる人もいて、3日以内に全部引き上げなきゃいけないっていう現場もありました。それは墨田ですけど。世田谷はそういうところはあるような気はしますが、要するにその事例事例で、ケースバイケースで、内容が全然違うので、最初にリスト化して臨むのではなく、内容をみんなで吟味して話し合っ、それこそ東京都、世田谷区、ボランティア、よその地区の方も入っていただいて、飼い主さんの今の事情等を検討して、そこから区がそれぞれの、15,000円と決めないで、飼い主さんが出せるのであれば区はレスキュー費用を出そうとか、そのときそのときで、解決に向けて助成を決めるという形が私は望ましいなと思います。そうしないと、よその団体さんとかで遠いところから来る方とかもいるんですよ。四国から来るとか、たまにあるんです本当に。実際100匹とかの多頭崩壊をニュースで見て、もう居てもたってもいられないとか言って、キャリーケース持ってやってくる人とかもいるんですね。そうすると結局は、世田谷区で100匹ってそうそうないと思うのですが、本当に見えないのって怖くて、6畳でも5~60匹とかっていますので、実際発覚した時が大変なことになるので。何が言いたいかと言いますと結局はお金を決めておいたりリスト化しておいたりすると、もらえる人とももらえない人が出てきてしまうということもあるので、しっかりと内容を吟味した上でケースバイケースでその助成の出し方と金額を決めていくのが私はいいと思います。そうしないと多分相当なトラブルになるし、もっと言えば、リストを持っている、ちゃんと審査を受けて、引き取り団体としての登録を持っているのは東京都であって、世田谷区がそれを代わりにそういった制度を作ることは、しないで欲しいなと思うのは、実際センターは、そこに生体が入ってセンターの責任のもとに登録団体さんの方に制度の中で動物を渡してるわけで。でも多頭飼育崩壊だからといっ

て、生体を置くところもないのに、そのまま民間に15,000円で渡すっていう形っていうのは、あまり動物の数が多ければ多いほど大変な状況になっちゃうし問題も多発するのではないかなと。それから、リスト化して民間に15,000円で預けるということをやっている、絶対にシェルターを作りたいという要望が出てくると思います。置くところがないので。そういったこともあるので私はケースバイケースでやって欲しいなと思っています。図ではなく3-3の資料としての文にもしてあるので、同じことが書いてあります。例として、助成金の出し方の、例1例2で見ていただければと思うんですけども、例えば、賃貸マンション家屋にて生活保護受給者の飼い主が屋内に50匹ほどの猫の飼育崩壊。作業助成金として1名5,000円、保護譲渡助成金として1匹15,000円。こういった形で、内容によって見積もってもらう形が、一番理想的ではないかなと。その前のケースカンファレンスは幾らでもできますので。今までも去年も、その2件の担当会のときも、実際ケースカンファレンスやっていますから、そんな形で作ってもらって、私はもうリスト化は大反対です。大変なことになると思います。以上で何か質問があれば。

○柿沼委員長

はい。どうもありがとうございました。それでは、先ほどの佐藤課長の方からご説明のあった、世田谷区の人と動物の共生推進事業についてのボランティアの支援の案とそれから田矢委員からご説明があったことについて、お1人ずつ簡単にご意見をいただければと思いますので、濱野委員の方からよろしく願いいたします。

○濱野委員

ご説明ありがとうございます。自分の専門からこの多頭飼育崩壊を考えると、ホーディング障害の特殊例がアニマルホーディング、多頭飼育崩壊だと思うのですが、手放すのに苦痛、ごみ屋敷の方もそうですが手放すのに苦痛は伴うので、起こってからだと、やはりもう解決は難しくなってくる。この通報があってから進むっていうのは、ちょっと問題解決が大変なのかなっていうのは、感じたことでありまして。今田矢委員から説明されたような、地域動物連絡員制度っていうような予防っていうところの方が、コストも問題解決への難易度も下がるんじゃないかなと思いました。やっぱり予防っていうところがこういう問題には重要なかなと思いました。あとはまた再発予防ですね。また同じ人が多頭飼育崩壊になったら、とか。なのでさっきのような、相談窓口や相談できる人が常にいたり、信頼できる人がいるとこういう問題の事前に予防できるのかなと。そうなってくると、例えば増え始めたら獣医師会のところに相談したり、不妊去勢を相談したりっていうところにも繋がるので、やっぱりこういう問題は予防が重要かなと考えました。以上です。

○柿沼委員長

はい。どうもありがとうございました。藤井委員、よろしく願いいたします。

○藤井委員

この件についてですね、資料2の方のボランティアへの支援っていうことになると、かなりボラ

ンティアさんに活動を、多くを望み過ぎちゃってるのかなあという気はしまして、田矢委員が話された防止策とかあとは、その費用ですよね。費用のところはかなり医療費というところが、かなり負担にかかっているのかなというところはありますので、その辺を獣医師会として何か、ボランティアさんで出ないよりは出た方が、また、今まで出てなかったから助かるという意見もあったように、なるべく崩壊して困っている動物たち、あとはボランティアさんたちを助けられるような、獣医師会としての協力ができればなというところは、多くあるのかなと思います。そして、そこで一番、お手伝いできることとしては避妊助成とかを、獣医師会の方で窓口をやって、値段を一律で決めてとかも、やる必要があるようになってくるのかなというのをちょっとお話を伺いながら考えた次第です。

○柿沼委員長

はい。ありがとうございました。では続いて鈴木委員、よろしく願いいたします。

○鈴木委員

ちょっと前に戻って申し訳ないんですけど、3ページですけども、それぞれ区民、ボランティア、関係団体並びに区の役割等々がこういう形で理解されてますけども、言葉ではそういうことなんでしょうけども、どうやってこれをね、具体化されて具現化されていくかっていうことは、非常に大事なことだと思います。私も先ほど田矢委員が出されたこの部分でですね、連絡員という制度、私たち地域住民としてって人はね、どういう形で、そういったものにかかわり合うチャンスが、チャンスというか機会というか場をね、どういうふうにして作っていくのかというところの、出発点がなかなか掴めないんですよね。だから、町会なり住民なりが、そういった一つの制度の中で、兆候をどうやってこうとらえていきながら、それをどういうふうにして把握しながら、どういうふうにつなげていくのか。その初歩的な段階での、地域動物連絡員制度っていうのは、僕は町会とか住民にしてみたら、それがあつたためにそこにも話が持っていければとか、或いは関心のある人たちがそういう、委員さんになっていただきながら地域での、通常のその生活の中から汲み取っていく、感じていく、あるいはそういうところに触れ場面にぶつかるとか情報として入ってくるとか、それを上手く整理をしてつなげていく機関というのがやっぱり末端の任意団体としての役目じゃないかと思うんです。それをどういうふうにして生かしていくのかということ、町会が出発点じゃないのかなと私は町会としては思っているところで、いい制度じゃないのかなというふうな。前から私も前回はそんな話をちょっとしたところでもございますけど、そんなところを考慮していきながら、あとは具体的にどういうふうにしてそれが機能して今お話があったというお金の問題、当然これ出てきますからね。それをどういうふうにして、保障というか、手当をしてあげられるのかといったこともまた大事なことなのかなというふうには思うんですけども。そんなところを感じました。はい。

○柿沼委員長

はい。ありがとうございました。鈴木委員、よろしく願いいたします。

○金木委員

やはり予防ということが一番大切かと思います。大体出だしは、1匹2匹の猫からなんですね、どこでも。犬の時もそうですが、それが本当に数年で何十匹になってしまうので。あとは田矢委員がおっしゃってるように、ボランティアが抱えてるケースがすでにたくさんあり、あの現場がもし崩壊したらどうしようという心配が、ボランティアがボランティアのボランティアをしなくてはならないことになる、という感じは受けます。ですので、なってしまう前にその高齢者のところにお手伝いに普段から行かれる、ケアマネージャー。そういう方が、猫ちゃんが増えそうだなと思った場合は連絡をいただいて、その時に不妊去勢が例えば無料でできますとか、そういったことを進めてあげれば、手術をする方もいると思います。それは獣医師会に負担をかけるということではなく、区の方で助成金を出すなど、工夫と工面で乗り切りたいというところですか。以上です。

○柿沼委員長

はい。どうもありがとうございます。それでは田島委員、よろしく願いいたします。

○田島委員

第2回ですので各論に入っていきますとなかなか、カロリーが高いといいますが、非常に消化しにくい部分もあるんですけども。

資料3-2です、行政といいますか世田谷区さんの方で考えられたスキームと、現場で非常に苦労されているいろいろお取り組みになっている田矢委員のおつくりになった資料3-3の部分も、拝見しているところなんですけど、オーバーラップする部分もあるのかなというふうには考えております。

例えば田矢委員がおっしゃっている地域移動動物連絡員制度っていう部分につきましても、いわゆる福祉のセクションですとか、をカバーする意味で地域の住民自体の中に沿い、ある意味人的センサーを増やしていくみたいなところで、早期発見につなげていくっていうところでは、非常にあるところなのかなというふうにも感じておりますし、ケースカンファレンス含めて解決に向けた具体的な活動で事例ごとに、内容も異なるので、費用についても、ケースバイケースで対応していくべきだっていうのも、理解はできるところなのかなというふうには考えております。ただやはり私も行政の一員ですので、なかなか役所の立場から考えますと、まだ課題があるのかなというところはあります。

併せまして都の登録団体という形で明記されているところですが、今金木議員からもお話ございますとおり、正直今50団体ほど、登録団体をセンターは抱えているところなんですけど、団体によって主に取り扱われる動物種も異なっておりますので、中にはウサギ専門みたいな団体もございます。中には、犬がメインですとか猫がメインですとかあるんですけども、正直申し上げてやはり各団体さんもそんなにキャパシティにゆとりはないですね。やはり団体さんの方で新しい飼い主さんにつなげていっていただいて、空きができた状態でまたセンターに収容された動物を

譲り渡していくみたいな形で連携をとっておりますので、田矢委員がおっしゃっているとおりそのボランティア自体の崩壊を防ぐということは確かに、今後の課題として大きな部分がありまして、いろいろ登録団体以外にも民間の任意団体の方もいらっしゃるんですけども、やはり自分のリソースといいますか、キャパシティを超えて抱え込みがちな団体もあるやに聞いておりますので、その部分をどうしていくかってのは非常に大きな課題なのかなというふうには思っております。ですからその部分で申し上げますと区の方で考えられたボランティアを育成して、社会的に受け皿といいますか、を広げていくんだってところの一つ考えていく方向性はあるのかなと思うんですけども、正直申し上げて、今後の課題、どういうスケジュールといいますか。時系列や流れでやっていくのかってところで、当然当初はですね、田矢委員がおっしゃっているとおりやはりベテランといいますか、取り扱いに慣れてる方々に応援をいただくと、その中で、裾野を広げるといいますか。受け皿を広げる意味で、いろんな方々に今関心のある方を育成して行って、適正に飼える方々に譲り渡していくみたいな形で、少しずつこう受け皿自体をふやしていくことも必要なかなと。やはり団体の方々だけを頼りにされてしまいますと、正直申し上げて団体さんも崩壊してしまった場合には、まさに多頭飼育崩壊って形になっちゃいますので、なかなかこの運用の仕方といいますか、集め方がやはりいろいろ課題があるのかなというふうには感じているところです。以上です。

#### ○柿沼委員長

ありがとうございました。今いただいた意見、皆さんが予防策がとても大事であるってことはどの立場からお話としてあったと思うんですね。それから、民生委員的な役割という相談員ですけれども、民生委員的だというふうな人にこう変えた表現をされると、町内会の方々もわかりやすい、ちょっと困ったら、動物民生委員、仮ですけどね、動物民生委員の人にちょっと相談してみようかみたいなことになると、なじみやすくなるかなっていうふうにも思いましたし、獣医師会の方にも、その民生委員なんですけどみたいな形でご相談ができるかなってところはこちらも思いました。それともう一つはボランティアの負担というところをもう少しきちんと考えて行って、崩壊しないような形をどうやってサポートしていくかっていうのがこの委員、協議会できちんと話し合っていく必要があるかなというふうには感じました。それから、お金についてですけれども、今まではゼロであったということで、ないよりはマシということであれば、多少試行期間というのを経て、ちょっと試しにやってみて事例を集めてみて、これでは足りなかったとか、これはもう少しこういうふうに、細かく配分した方がいいのではないかっていうのを、少し例えば年度末まで集めてみて、そこからもう一度仕切り直してきちんと金額を設定していく。金額であるとか、方法ですね。どういう形でやってみる。今までやってなかったってところを考えると、まずはトライアルということで、きちんと問題点をバリエーション評価しながら、動かしていく。そして、次、ここの協議会の中でも答申として、こういう方法がいいですよ、1頭幾らなのか、それともこういうケースにはこういうものがないとかっていうのを事例を集め

ながら、リスト化して行って、次の3月の協議会あたりできちんとリストっていうんですか、案が出せるような形に持っていかればいいのかなどというふうにはちょっと思いました。世田谷区の代表の皆さん、今のコメント等聞かれていかがでしょうか何かご意見いただければありがたいんですけども。

#### ○向山委員

そうですね、冒頭のご挨拶で申し上げたのですが、やはり結構地域によってやはりボランティアさんの活動の範囲と、行政との役割分担という、なんでしょうか。どこまでお願いしているのかということと、結構違いがあるんですね。私自身自身の経験があるのはお隣の杉並区で結構がっちりした、さっきの田矢委員の話とかなり違うイメージだったのですが、杉並大学でこう学習してこういう作文書いていただいてこういう資格がある方に、動物相談員みたいな、ちょっとかなり区の委嘱に近い、お願いをしているようなところもあって、ちょっとそういうところとまた世田谷には世田谷のやり方があると思うんですけども、やっぱり一般の行政でもありますので、この実態にできるだけ即した形で、補助をするという柔軟性と、ただ、やはりある程度公平性とか妥当性とか、いうところはきちんと考えなければいけないので、そこは今、委員長がおっしゃられたようなモデル事業じゃないですけども、何かこう、こういうパターンがいいというような試行期間を、設けるなりしてやっていくのか、少しそこはちょっと今逼迫した課題ということもいろいろありますので地域ではどんなふうに進めていくのかなということもちょっといろいろ、お話を伺いながら考えておりました。

#### ○柿沼委員長

はい。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。他の委員、お願いいたします。有馬委員。

#### ○有馬委員

すいません、2点ありまして。1点目は今お話の中で予防というのが大事というお話がありましたので、資料2の役割のところなんですけど、災害対策とかでよく使う方法ですけど、単に役割って書くのではなくて、予防の時点での役割、あとは実際に起きた時の役割というのを分けて書くというのがわかりやすいのかなと思うので、参考にさせていただけたらと思います。2点目は、多頭飼育崩壊というのと、高齢者飼育困難というのが、大体どのぐらいケースが出てるのかなあと。8050とか、ヤングケアラーとかこういう議論をしてるんですけど、大体こう発見してるケースと、潜在的なものにも乖離があるので、問題の中にはその発見っていう問題が出てくるのですが、この多頭飼育崩壊と、高齢者飼育困難というのは、発見イコール潜在はあんまりなくて、あるんだけど最終的に発見されるというものであれば、発見の数が、対処する数になるのですが、これがもし潜在的なものが結構あるんだとなると、それを発見する仕組みを考えなきゃいけないので、そこら辺の数字的なものというのが見えてくると、事業規模とか、対応の方法とか、そのボランティアの数とか、そういういろんな目とか、そういうものの数が見えてくるのかなと思う

ので、今後議論にあたっては具体的にそういうのも見えてくるといいなと思います。以上です。

○柿沼委員長

はい。どうもありがとうございました。他にはいかがでしょうか。田中委員、お願いいたします。

○田中委員

はい。田中です。ボランティアさんの負担が大きいのではないかってお話をお伺いしてて、ボランティアを区としてお願いするのはいいとしてもそのフォロー体制っていうのをしっかりやっておかないと、お話で出ていたボランティアの人にボランティアがつかないやいけないとか、そのボランティアの人がそこでつぶれてしまうというようなことがないようなフォローの仕組みっていうのはきちんと整えなきゃいけないなというのは感じました。以上です。

○柿沼委員長

はい、どうもありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。濱田委員、お願いいたします。

○濱田委員

はい。先ほど、高齢者のお宅等で飼われているような犬猫が、高齢者の生活の中で、どんどん増えてしまったりというようなことを、どこかで気づきがあればということで、予防の一つになってくると思うんですけども、我々保健福祉課の関係で高齢者のケアマネージャーがこうくっついて、具体的なサービスが入っていると、そういう目が、その過程の中にこう入っているので、何か変化があれば気づきはできると思いますので、そういったことでの対応ってのはできると思うんですけども、どのレベルになったらそういう連絡相談をしていけばいいのかとか、そういうことがおそらく、田中委員のですね、防止策の中の啓発だとかで、やっぱりそういう通報っていう言い方がわからないんですけども、こういうことがあったらこうしましょうとか、そう言ったところを、ケアマネージャーだとかそういう福祉の事業者にも周知していくことが、そういう予防に繋がっていくのかなとも思いました。やっぱり予防策ってことは、一つ大事な視点なのかなとは思いました。以上です。

○柿沼委員長

はい。どうもありがとうございました。今、専門の立場のお話を伺いそれを区の方が聞いていただき初めて気が、初めてとは言わないですけども、こういうことがポイントなのかなとか今の気づきはどの段階で見たらこういうそのキャッチボールのような形で意見交換であるとか情報交換ができると、この協議会を通して情報交換をしていくとより実のある、現実に即した形で行政の方も動きやすくなりますし、行政も、またボランティアの支援の形、その崩壊に行かないような形についても、話し合えるのではないかと。負担についても理解ができると思いますし。やはり予防策というのは、現場の声プラス行政、両方が動かないと予防策というのはできていけないと思うので、そこら辺のコミュニケーションをきちんとするような形の協議会にできればいいかなというふうに今、伺っていて考えました。予算に関してはやはり試行錯誤してみないとわか

らなくてせっかくこういう機会がありますからこういう協議会があるので、来年の3月ぐらいまでは、とりあえず暫定的にやってみてそこから動かす、見直すというような形でやっていくことができれば。つまり、これは試しだから、これがおかしいとかこれはこうして欲しいとかっていう意見もきちんと集約できるような、システムを作っておけると良いかなというふうに思いました。何か補足で、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですかね。それでは、委員の皆様ありがとうございました。事務局の皆さんは、今のご意見、両方の双方の意見をきちんと踏まえて、事業案の修正等をお願いしたいと思います。では次第3、その他ですが事務局からございますか。

○佐藤課長

特にございません。

○柿沼委員長

はい、ありがとうございます。では協議事項は以上となります。では次に次第の5、報告事項となります事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤課長

はい。それでは私の方から、報告事項ということで、資料の4になります。狂犬病予防法の特例、施行に伴う世田谷区における犬の登録及び鑑札交付事務の変更について、ご報告させていただきます。まず1の概要です。こちらですね令和4年6月1日より、動物愛護及び管理に関する法律、いわゆる動物愛護管理法が一部改正施行され、改正の方は3年前にしておりまして、3年以内に施行するというところで、施行日が令和4年6月1日とされておりました。来る6月1日に施行されます。その改正施行に伴い、犬猫等販売業者は、犬または猫を取得した際は、取得してから30日以内に犬または猫にマイクロチップを装着し、情報を環境省が整備するデータベースに登録しなければならなくなりました。このことに伴う、区の対応についてお知らせいたします。

2の現行です。今現在も行っているところになりますが、2の現行の犬の登録及び鑑札交付事務です。こちらは、先ほど申し上げたとおり、改正法施行前、本年5月31日までの事務ということになります。犬を取得した飼い主は、区に犬の登録申請を行います。飼い主は登録手数料3,000円を支払い、犬の鑑札の交付を受けます。区は、提出された申請書をもとに、登録原簿に登録しております。3の令和4年6月1日からの事務の流れです。動物愛護管理法の一部改正施行に伴い、6月1日以降に販売される犬は、販売業者が犬にマイクロチップを装着し、環境省のデータベースに情報登録することになります。また販売業者から購入した飼い主はデータベースの情報を新しいものに変更します。この場合、狂犬病予防法の特例により、環境省から世田谷区に登録情報の通知が来ます。当該通知をもとに、登録原簿に登録することになります。この狂犬病予防法の特例により、装着されたマイクロチップを、狂犬病予防法上の犬の鑑札とみなします。こちらは自治体ごとに参加するしないを決めるということになっておりまして、この狂犬病予防法の特例に世田谷区が参加することにより、今後新規で犬の販売業者等から購入する方は、今まで区役所の窓口に来ていた畜犬登録、犬の登録が不要になります。

資料の裏面2ページをご覧ください。鑑札の交付手数料の徴収になります。今までは窓口に来ていただいて3,000円を手数料ということで鑑札交付の手数料を払っていただいていたのですが、本特例に該当する場合は、犬の登録申請書の受理、審査、鑑札交付業務が発生しないため、世田谷区においては、犬の登録及び観察手数料は徴収しないことといたします。一方で非常にまれなケースなのですが、首に腫瘍があるなどマイクロチップを装着することが難しい犬に関しましては、従来通り区役所に登録に来ていただく必要があります。その際は従来通り窓口で登録料3,000円を納めていただく必要がございます。この件に関しましては極めてまれなケースに当たると考えておりまして、世田谷保健所の窓口のみで受け付ける予定で考えております。

6、区民周知の方法に記載のように区作成のチラシ、それから環境省東京都のチラシ。ポスターや、東京都の方で周知動画を作っておるんですが、周知動画、区のホームページを中心に、区民の方や、獣医師等関係者の方々へも周知を行って参ります。

7の今後のスケジュールでございます。今後開催予定でございます区議会第1回臨時会において、世田谷区手数料条例一部改正をご提案させていただき、6月の改正法施行に備えて参ります。最後に、カラーの図になるんですけども、3でA4縦でカラーの表がございます。こちらが先ほど申し上げた登録業務の流れ、現行と令和4年6月以降の流れを図示したのになります。現行は、販売業者から飼い主が犬を購入した場合ですね、世田谷区の方に登録申請に来ていただき、手数料3,000円を支払っていただいて審査を行い鑑札交付を行うという流れでございました。令和4年6月以降は、マイクロチップ装着時に、まず販売業者の方は情報登録申請、買主の方はマイクロチップ情報の変更申請というのが必要になりまして、こちらをしていただくと、自動的に環境大臣、環境省の方から世田谷区に通知が参りまして、登録に変えるという、登録とみなすということができるといことになりますので、この形で行って参ります。ちなみに、ここに書いてある登録料300円というのが、別途発生するのですが、こちらは販売業者、または飼い主から環境省の方に、直接納入するということになっておりまして、区は直接絡まない形になります。一応環境省の方の情報では、登録はインターネットやスマートフォンでできて、どうしても無理な場合は紙でもできるというふうに聞いております。で、お金の300円の納付方法としてはクレジットカードですとか、二次元コード、それからコンビニでの支払い等を国の方が考えていると伺っております。私からのご報告は以上になります。

○柿沼委員長

ありがとうございました。次第の6のスケジュール今後の予定について事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤課長

はい。今後のスケジュールになります。昨年の12月末に開いた際と同じレイアウトになっているのですが、少し変更点がございますので、そこを中心に説明させていただきます。まず、協議会の日程なのですけれども第3回協議会が9月、第4回が3月ということで予定という段階なので

すが考えております。それから、第1回の協議会で申し上げた、区民意見募集それからワークショップの開催時期なのですが、次回9月に実施予定の連携協議会で素案をご議論いただき、素案をもとに区民意見募集を行いますので、そちらのご議論ですね。それから、ワークショップの内容をご議論いただきご意見をいただいた上で、区議会等の意見を踏まえて実施したいと考えておりまして、昨年お知らせしていた令和4年夏の実施から、秋の実施ということに変更しております。10月から11月の実施を考えております。また、このことに伴い、第4回協議会が1か月、後倒しという形になっております。私からは以上になります。

もう一つ追加で、第1回、それから今回の第2回と、19時からの開催ということにさせていただいておるのですが、例えば日中の開催をするというのは、やはりお仕事の難しいですとか、ございますでしょうか。

○柿沼委員長

委員の皆様、いかがでしょうか。獣医師の先生などは。

○藤井委員

曜日によります。僕は休みの日だったら全然大丈夫なんですけども、診察中だと。早めに言っていただければ時間を作ります。不可能ではないです。

○佐藤課長

かしこまりました。日程調整の段階で候補を複数挙げさせていただくなりしまして、日程調整をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○柿沼委員長

はい。ありがとうございました。では次第7の閉会に移りたいと思います。本日は、夜間、お忙しいところ、長時間にわたりありがとうございました。協議会としては本当に専門の皆さんのご意見そして区の立場の意見の交換ができる等として、非常に実りある議論ができたと思っております。まだまだ課題はたくさんありますし今回新たに出てきたものもありましたので、今後協議会できちんと話し合っていくということの重要性というのも認識できた気がいたします。引き続き委員の皆様にはご協力をお願いできればと思います。本日はありがとうございました。夜になりますのでお気をつけてお帰りくださいませ。